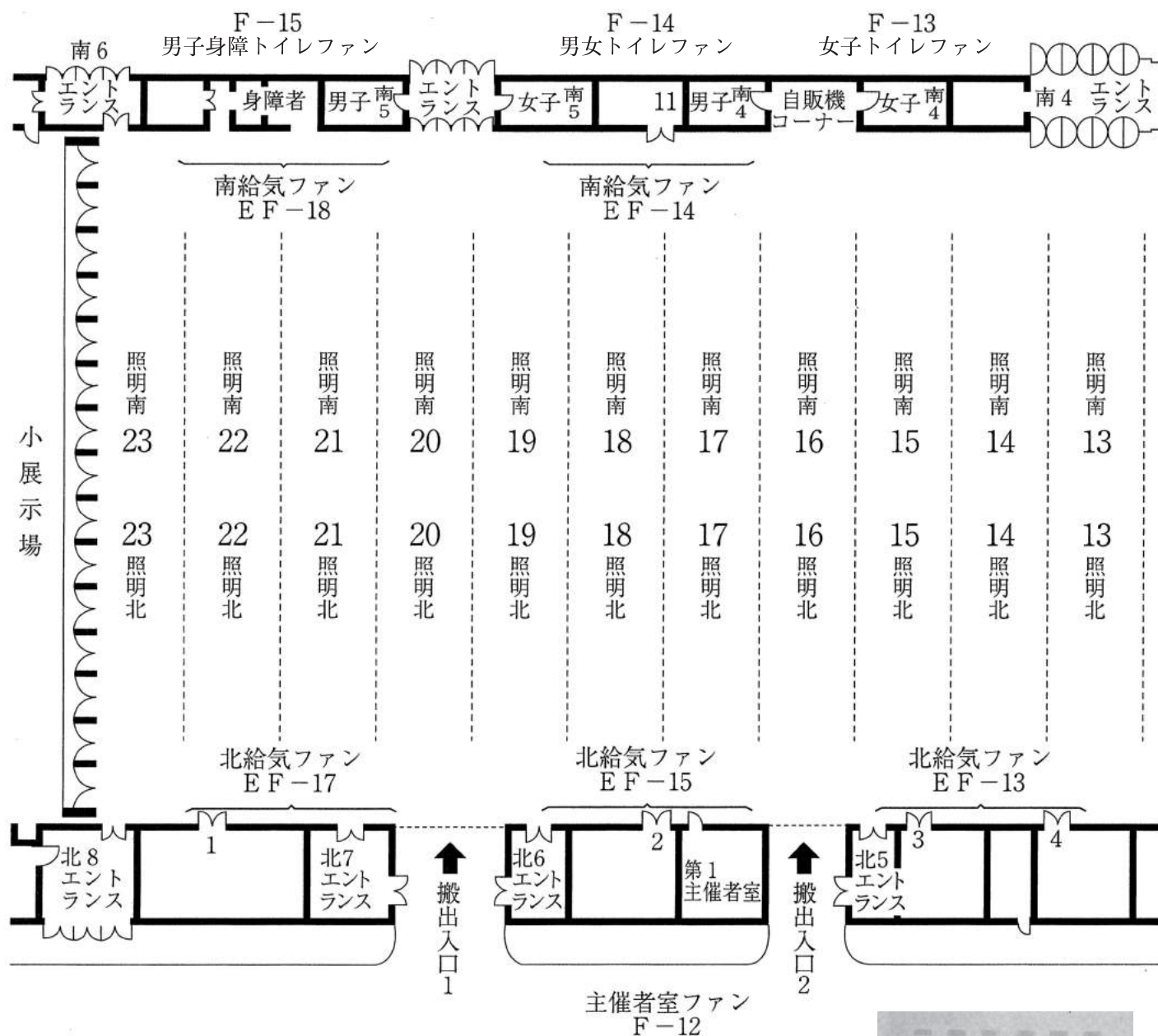
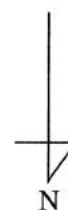


■参考資料

電気スイッチ取り扱い方（大展示場東側）

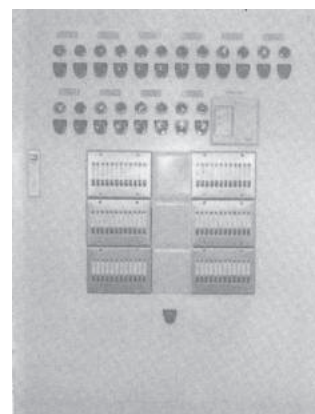


●照明

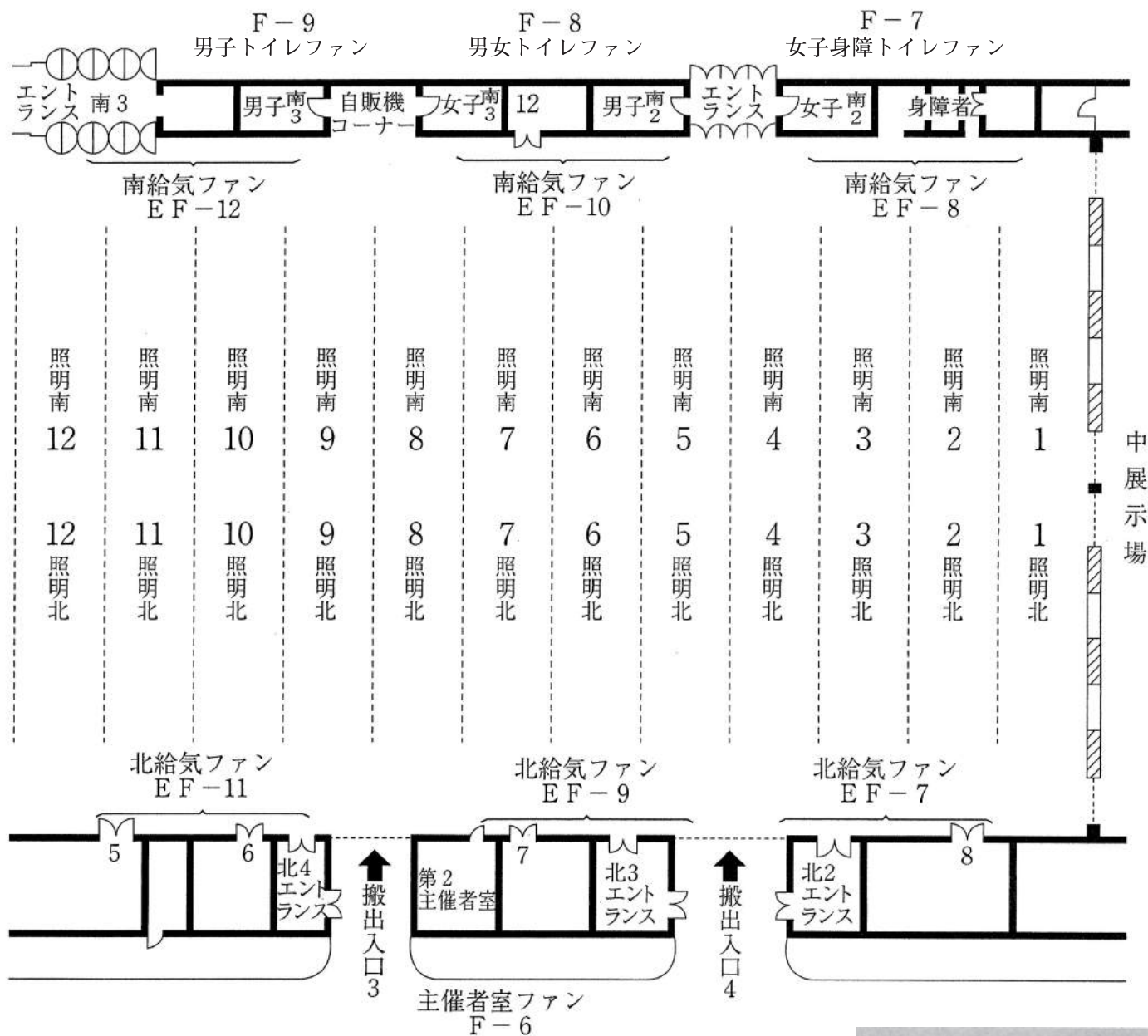
黒：1回押す：点灯

黒：2回目押す：消灯

※トイレの照明は必ずつけてください。



電気スイッチ取り扱い方（大展示場西側）

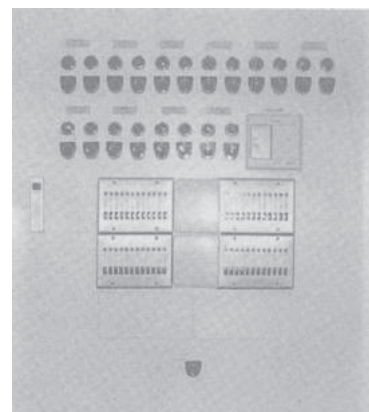


●照明

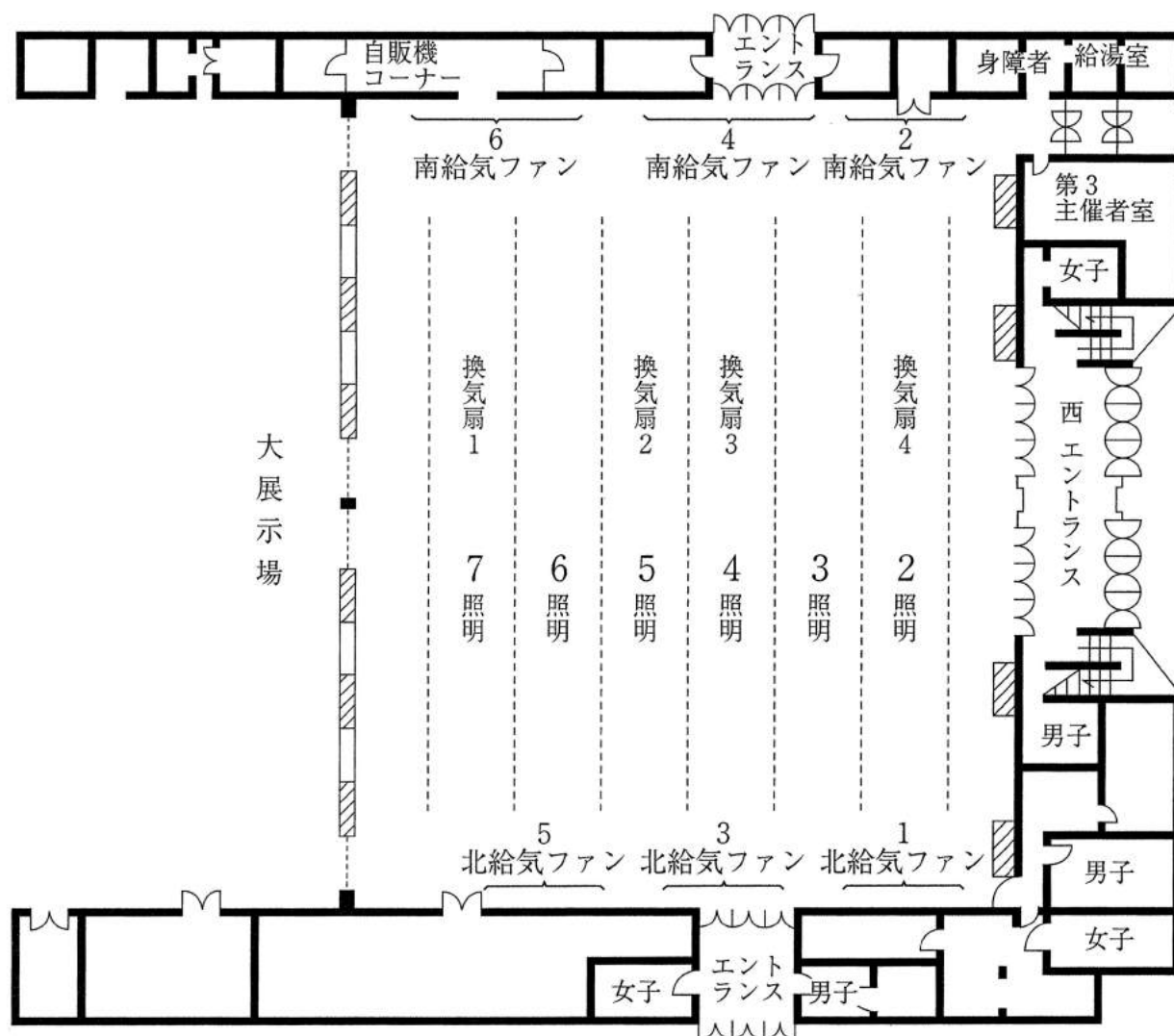
黒：1回押す：点灯

黒：2回目押す：消灯

※トイレの照明は必ずつけてください。



電気スイッチ取り扱い方（中展示場）



●照明・換気・ファン

①赤：押す：運転

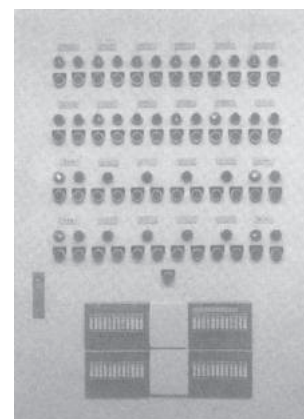
②緑：押す：中止

●トイレ・エントランスの照明

③黒：1回押す：点灯

④黒：2回目押す：消灯

※トイレのファン・照明は必ずつけてください。



大展示場空調機取り扱い方

- 第1主催者室からは東1～10までがコントロールできます。
- 第2主催者室からは西1～8までがコントロールできます。

1. 通常運転（一斉運転）の仕方

- ①操作切換を見て、一斉になっていることを確認してください。
- ②運転／停止ボタンを押します。
- ③機器表示盤全ての数字にアンダーラインがでるのを確認して下さい。

（アンダーラインがでない番号のところは異常です。）

2. 部分運転（グループ運転）の仕方《1台ずつスイッチを入れる（切る）方法》

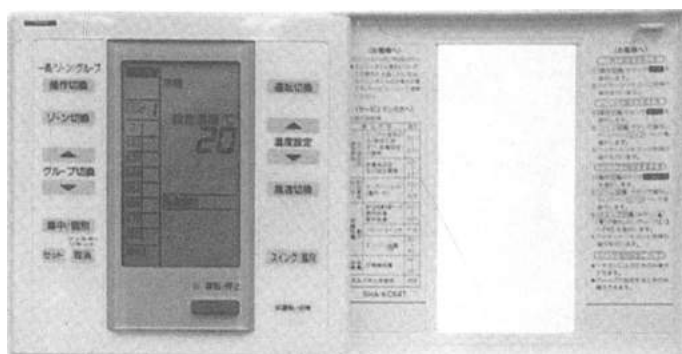
- ①操作切替ボタンでグループに切り換えて下さい。
- ②グループ切替ボタンで、運転したい機器の番号に（ ）を移動させます。
- ③運転／停止ボタンを押します。

3. 温度設定の仕方

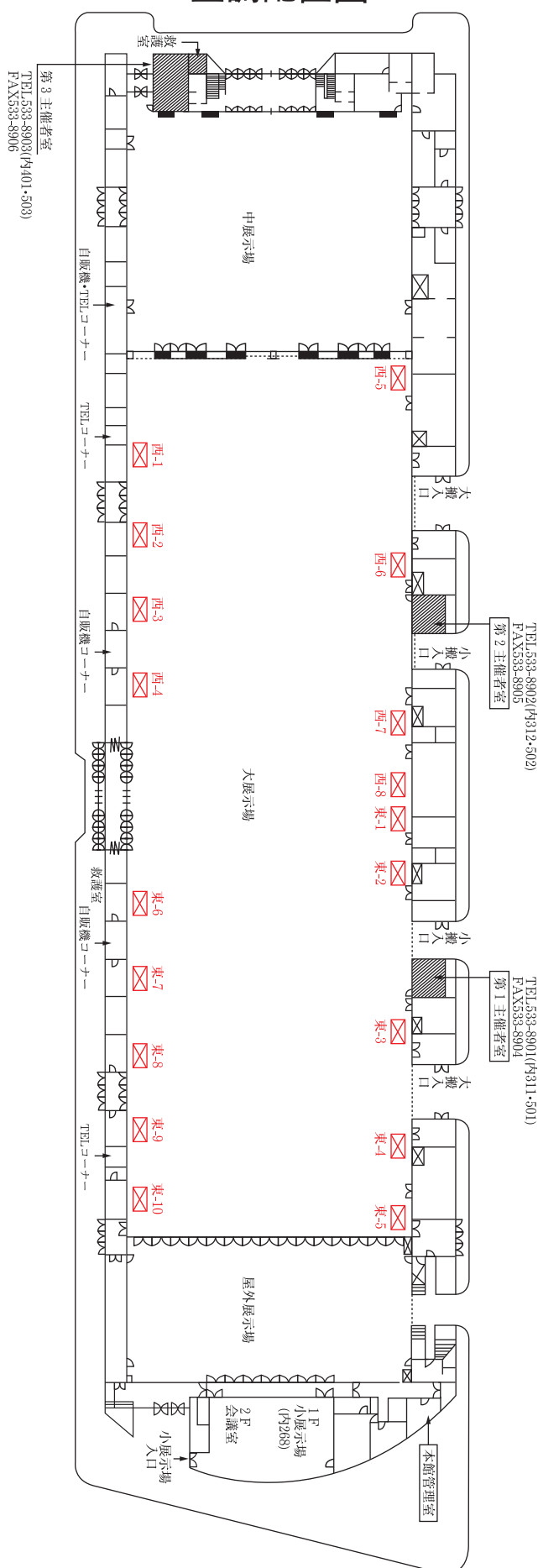
温度設定ボタンを使って設定温度を上下させます。ただし、冷房は25度以下、暖房は23度以上にはできません。

4. 風速切換の仕方

風速切換ボタンを押して切り換えて下さい。自動と急が選べます。



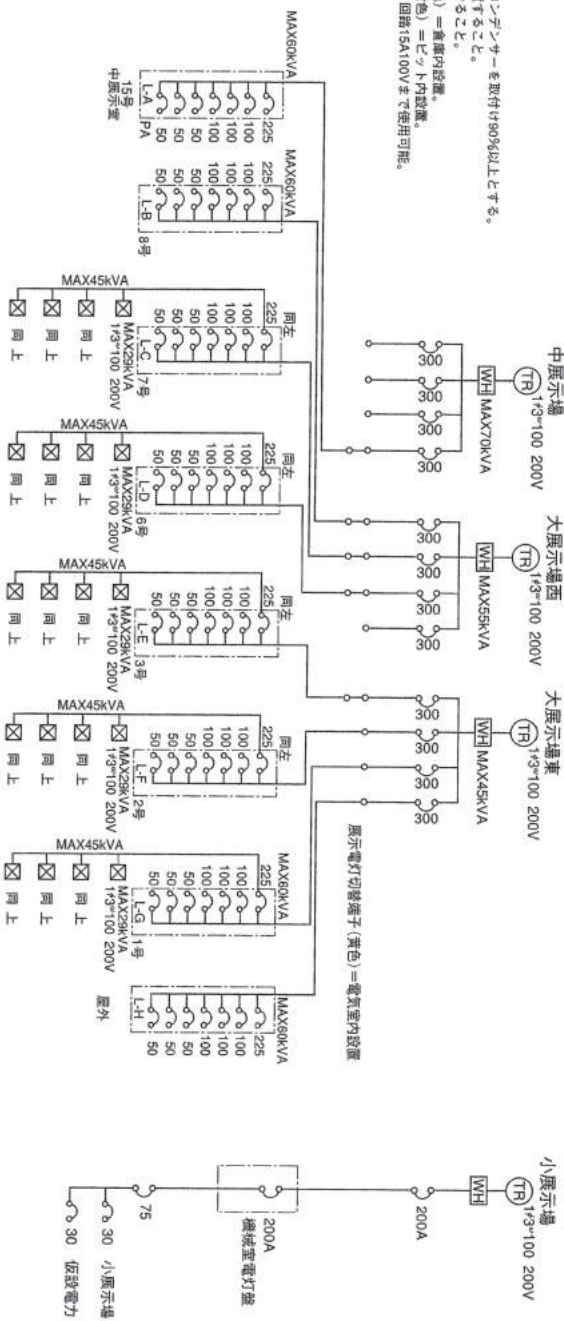
空調配置図



西日本総合展示場本館小間割・電気・水道等設備図

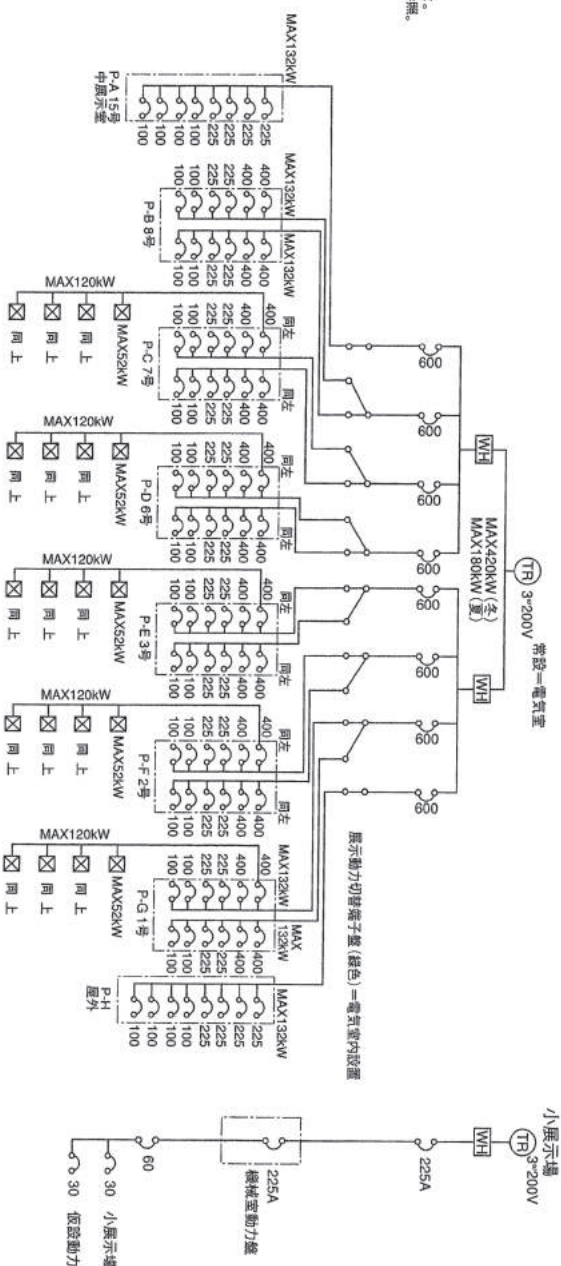
展示電灯配置図

- 力率の補償に悪いものは各々コンデンサーを取付け90%以上とする。
各相のバランスを良く負荷配膳すること。
通常のブレーカーを良く負荷配膳すること。
☒ は展示電灯分電盤 (黄色) = 倉庫内設置。
● は展示電灯分枝端子 (黄色) = ピット内設置。
① は所設コンセント は1回路15A100Vまで使用可能。



展示動力配置図

- 臨時動力を使用する場合は60日前に計画書を提出すること。
動力使用最大容量は基本容量を示してある。詳細は別添参照。
漏電ブレーカーを必ず取付けること。
☒ は展示動力分電盤 (緑色) = 倉庫内設置。
● は展示動力分枝端子 (緑色) = ピット内設置。

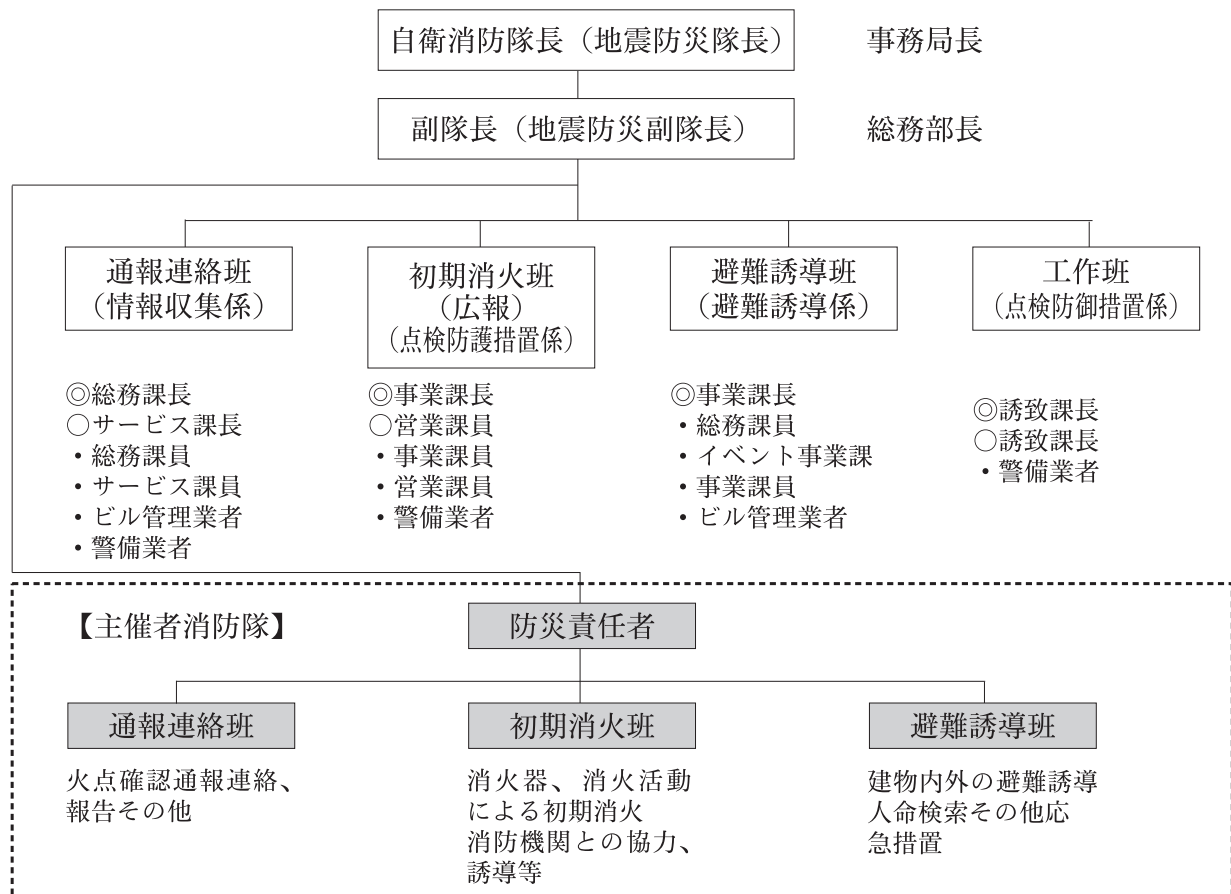


自衛消防隊組織編成表

隊長・副隊長	班 別	担当課	任 務
自衛消防隊長 (地震防災隊長) 事務局長	通報連絡班 (情報収集連絡係)	総務課 サービス課 警備 ビル管理	- 消防機関への通報及び確認を行う。 - 建物内への通報 - 関係者への連絡 - 連絡本部の編成
	初期消火班 (広報) (点検防護措置係)	事業課 営業課 警備 ビル管理	- 出火場所に直行し、消火器具・屋内消火栓等を用いて消火作業にあたる。火気使用器具等の元栓を閉める。 - 消防隊への情報の提供にあたる。
副隊長 (地震防災副隊長) 総務部長	避難誘導班 (避難誘導係)	イベント事業課 事業課 警備	- 火災発生場所から判断し避難方向、経路等を明確指示する。 - 非常口を開放して避難誘導にあたる避難上支障となる物品の排除をする避難器具を設定して操作にあたる。 - 逃げ遅れ者の確認を行う。 - 避難終了後、その結果を隊長に報告する。 - 負傷者の応急処置 - 救急隊との連携、情報の提供
	工 作 班 (点検防御措置係)	誘致課 警備	- 消防車進入経路確保。 - 駐車車両の移動、消防隊へ出火場所、進入経路を告げる。

※主催者（利用者）は、主催者消防隊を編成し、協会の自衛消防隊と連携をとる。

自衛消防隊組織図



◎班長、○副班長、・班員を示す。

〈参 考〉

◆北九州市からのお願い ～北九州市公共施設を利用される皆様へ

北九州市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして屋外広告物条例を定めています。

この条例は、街の美観を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものですが、これを実現するには、公共施設を利用して催しを行なわれる皆様方の御協力と条例に対する御理解がぜひとも必要です。

広告物の正しい出し方や、表示場所等については下記のとおりです。

1. 屋外広告物を掲出してはいけない場所（禁止地域）
 - (1) 道路
 - (2) 公園、緑地、古墳又は墓地
 - (3) 高速自動車道及び北九州都市高速道路の沿線
 - (4) JR駅前広場
 - (5) 若戸大橋橋台付近（若松側、戸畑側）
2. 屋外広告物を掲出してはいけない物件（禁止物件）
 - (1) 橋りょう、歩道橋
 - (2) 街路樹
 - (3) 銅像、記念碑
 - (4) 公衆電話ボックス、公衆便所、郵便ポスト
 - (5) 信号機、道路標識、歩道柵
 - (6) 街路灯、電柱類（立看板、はり紙、はり札のみ禁止）
3. 正しい表示方法としては、前記1、2以外の場所及び物件であり、民有地、民間の建物及び工作物等あるいは利用される施設敷地内（管理者の許可を要す）等となっています。
4. 上記の禁止地域や、禁止物件に広告物を掲出したり、又、汚ない広告物や、危険な広告物をそのまま放置した場合や又、それらについて出された市長の除却命令や改善命令にしたがわなかった場合には、屋外広告物条例違反として、5万円以下の罰金刑を科せられることがあります。
5. 広告には正しい掲出方法で、美しく安全な北九州市の街づくりに御協力ください！

広告についてのお問い合わせは

北九州市各区役所まちづくり整備課へ

門 司 区 331-1881 八幡東区 671-0801

小倉北区 582-3311 八幡西区 642-1441

小倉南区 951-4111 戸 畑 区 871-1501

若 松 区 761-5321 ※電話番号は各区代表番号です。

◆JR西日本からのお願い ～飛来物の防止について

新幹線はご存じのとおり、高速（210KM/H）で運行致しております。その安全性については、職員全員で強力に推進しておりますが、最近、風船が新幹線の電車線に引掛り列車運行に支障をきたすという事故が発生いたしました。つきましては、飛来物（風船等）の使用はご遠慮ください。

なにとぞ、新幹線の公共性、高速性をご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。